

鎌倉市告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づく路線の認定、同法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第9条並びに第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和8年（2026年）1月5日から令和8年（2026年）1月20日まで一般の縦覧に供します。

令和8年（2026年）1月5日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路線の認定

道路法第8条（市町村道の意義及びその路線の認定）

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	起 点		終 点		主要な経過地
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番	
4	市道024-019号線	鎌倉山二丁目	1585番14	鎌倉山二丁目	1585番22	同一地域

2 市道の区域の決定

道路法第18条第1項（道路の区域の決定）

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
4	市道024-019号線	5.00～16.13	65.78	

3 市道路の供用開始

道路法第18条第2項（供用の開始等）

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
12	市道024-019号線	鎌倉山二丁目	1585番14	鎌倉山二丁目	1585番22